

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 住所
氏名
電話
FAX

道路代替地（普通財産）一時使用申請書

下記のとおり道路代替地を一時使用したいので、関係書類を添えて申請します。なお、道路代替地の使用に当たっては、裏面の道路代替地利用基準を守ります。

記

所在地	<管理番号 — > 世田谷区 丁目 番 号 (住居表示) 世田谷区 丁目 番 (地番)
種別	道路代替地
面積	. m ²
貸付料	区算定による
期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的	
その他参考となる事項	担当者 : 連絡先電話番号 :

道路代替地利用基準

- 1 道路代替地に堅固な工作物を設置しないこと。仮設の工作物を設置する場合は、あらかじめ書面により区と協議してその承諾を得ること。
- 2 道路代替地の形質を変更し、又は道路代替地に附属する柵その他の工作物を変更しないこと。変更する場合は、あらかじめ書面により区と協議してその承諾を得ること。
- 3 道路代替地を転貸し、又は使用する権利を譲渡しないこと。
- 4 道路代替地を表面目的欄に記載した目的以外の目的に使用しないこと。
- 5 道路代替地の貸付期間が満了し、又は貸付契約が解除されたときは、自己の負担で区が指定する期日までに現状に回復して返還すること。
- 6 道路代替地を使用するに際しては、その目的、方法等をあらかじめ近隣住民に周知するとともに当該使用に対する苦情に対応し、適切に処理すること。